

V 参 考

1. 茨城県物資流通調査規則

昭和56年7月23日
茨城県規則 第79号

改正 昭和61年6月30日規則第49号
平成 8年6月24日規則第46号
平成18年4月27日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県統計調査条例（昭和36年茨城県条例第16号）の規定に基づき、茨城県物資流通調査（以下「物資流通調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 物資流通調査は、茨城県に所在する事業所における製造品、商品及びサービスの茨城県と他の県の都道府県間の取引状況を明らかにすることを目的とする。

(調査の実施時期等)

第3条 物資流通調査は、昭和56年及び同年から5年目ごとの各年（以下「調査年」という。）の8月において、当該調査年の前年1月1日から12月31日までの1年間について行うものとする。

(調査対象事業所)

第4条 物資流通調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成14年総務省告示第139号）に定める次に掲げる産業分類に係る事業所のうちから、知事が別に定めるもの（以下「調査対象事業所」という。）について行うものとする。

- (1) 大分類F－製造業
- (2) 大分類J－卸売・小売業（細分類5497代理商，仲立業を除く。以下「商業」という。）
- (3) 大分類H－情報通信業（中分類37－通信業及び中分類38－放送業を除く。）及び大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）（中分類80－専門サービス業（他に分類されないもの）及び中分類86－自動車整備業から中分類90－その他の事業サービス業までに限る。）（以下「サービス業」という。）

(調査事項)

第5条 製造業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所に関する事項
- (2) 従業員に関する事項
- (3) 品目別製品受入額、生産額、自工場消費額、出荷額及び製品在庫の増減に関する事項
- (4) 品目別出荷額の消費地域別内訳に関する事項

2 商業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所に関する事項
- (2) 従業員に関する事項
- (3) 品目別販売額に関する事項
- (4) 品目別仕入額及び手持額に関する事項

3 サービス業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所に関する事項
- (2) 従業員に関する事項
- (3) 業種別売上額及び売上地域別内訳に関する事項

(調査の方法)

第6条 物資流通調査は、知事が郵送により配布する物資流通調査票（以下「調査票」という。）により行うものとする。

2 前項の調査票は、知事が別に定める。

(調査票の提出義務)

第7条 調査対象事業所を代表し、又は管理する者は、調査票に所定の事項を記入のうえ、知事が定める期日までに当該調査票を知事に提出しなければならない。

(結果の公表)

第8条 知事は、物資流通調査の結果を集計後速やかに公表するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。